**社会福祉法人みどり会 定款細則**

**第1章 総 則**

（目的）

　第1条 社会福祉法人みどり会（以下「本法人」という。）定款細則（以下「細則」という。）は、本法人定款（以下「定款」という。）第41条の規定により本法人の運営及び業務執行について

　　　の細則を定めたものである。

**第2章 評議員選任・解任委員会**

（評議員選任・解任委員会運営規則）

　第2条 定款第6 条に規定する評議員選任・解任委員会の運営については、別途定める

　　　評議員選任・解任委員会運営規則において定める。

　**第3章 評議員会**

（理事及び監事の出席）

　第3条 議題、議案を説明する理事は、評議員会に出席しなければならない。

2 監事は、評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

（評議員会の開催）

　第4条 評議員会は、定時評議員会及びその他必要がある場合に開催する評議員会から成る。

2 その他必要がある場合に開催する評議員会のうち、事業計画及び収支予算の審議の

ために開催する評議員会は、毎事業年度開始前に開催しなければならない。

（招集の手続）

　第5条 理事長は、評議員会を招集する場合は、理事会の決議によって、次の事項を定め

　　　評議員会を招集する。

(1) 評議員会の日時及び場所

(2) 評議員会の目的である事項

(3) 評議員会の議案の概要

2 理事長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の

　招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

3 前項の招集を請求した評議員は、次の場合には、所轄庁の許可を得て、評議員会を招

　集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合

(2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする召集の通知が発せ

　られない場合

4 前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員が第1 項各号に

　掲げる事項を定めなければならない。

（招集の通知）

　第6条 評議員会を招集する場合は、理事長は、評議員会の1週間前までに、招集事項を記

　　　載した書面をもって各評議員に通知をしなければならない。

2 理事長は、前項の書面による通知に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により

　通知を発出することができる。

（招集手続の省略）

　第7条 前条の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときには、招集の手続を経る

　　　ことなく評議員会を開催することができる。

2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する

　旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

（議長）

　第8条 評議員会に議長を置き、出席した評議員のなかから互選により選出する。

（評議員提案権）

　第9条 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日の4週間前までにしなければならない。この場合、その評

　　　議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求

　　　することができる。

2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出すること

　ができる。

3 前2項の場合であっても、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に

　同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の10分の1以上

　の賛成が得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りではない。

（評議員会の決議要件）

　第10条 定款第10条に定める評議員会の決議について、議決権は、書面若しくは電磁

　　　的方法により又は代理人により行使することができない。尚、当該決議について、特

　　 別の利害関係のある者は、事前に申し出なければならない。

（決議の省略）

　第11条 理事が議題について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項に

　　　ついて議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により

　　　同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったもの

　　　とみなす。

（評議員会への報告）

　第12条 理事は、法令並びに定款で定める事項について、評議員会に報告するものとする。

（理事等の説明義務）

　第13条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求め

　　　られた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該

　　　事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合及び次のいずれかに該当

　　　する場合は、この限りでない。

(1) 当該事項について説明をするため調査を必要とする場合

（次に掲げる場合を除く。）

　　　　① 当該評議員が当該事項について説明を求める旨を本会に通知したのが、評議員

　　　　　 会の日より相当の期間前である場合

　　　　② 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

(2) 当該事項について説明をすることにより本法人その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合

(3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を

 求める場合

(4) 前各号に掲げる場合のほか、当該事項について説明をしないことにつき正当な

 理由がある場合

（議事録）

　第14条 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、次の事項を記載しな

 ければならない。

 　(1)　開催日時・場所(当該場所に存しない評議員、理事、監事が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)

　　　 (2) 議事の経過の要領及びその結果

 (3) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員がある場合は、 当該評議員の氏名

　 (4) 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

　　 ① 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき

　　 ② 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨

 及びその理由を述べたとき、又は解任についての意見を述べたとき

　　 ③ 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、　　　　　　法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議

 員会に報告したとき

　　 ④ 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき

　　 ⑥ 計算書類及び附属明細書について会計監査人が監事と意見を異にするため、定

 時評議員会において意見を述べたとき

　 (5) 出席した評議員、理事、監事の氏名又

 　(6) 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名

 　(7) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

2　評議員会の決議があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項

　 を記載しなければならない。

 (1) 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

 (2) 前号の事項を提案した者の氏名

 (3) 評議員会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

 　 3 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が署名、

又は記名押印しなければならない。

　　4 評議員会への報告があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事

 項を記載しなければならない。

(1) 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容

(2) 評議員会への報告があったものとみなされた日

(3) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

5 議事録は、主たる事務所は評議員会の日から10年間、従たる事務所は評議員会の日

 から5年間、備え置かなければならない。

　**第4章 理事会**

（理事会の開催）

　第15条 理事会は、毎会計年度に３月、６月の年２回開催する。

2 その他、理事会は、次の事項の一に該当する場合に開催する。

 (1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から理事長に会議の目的である事項を示して、理事長に招集の

　 　請求があったとき。

 (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日と

 する理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 社会福祉法第45条の18第3項で準用される一般社団法人及び一般財団法人に関す

 る法律第101条第2 項に基づき、監事から理事に招集の請求があったとき。

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を

 理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監

 事が請求したとき。

（招集者）

　第16条 定款25条第1項のとおり理事会は理事長が招集する。ただし次の事項の場合

 は除く。

 (1) 定款25条第2項のとおり、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があり理事

 が招集する場合。

 (2) 前条第2項第3号および同条第2項第4号により理事が招集する場合。

 (3) 前条第2項第5号により監事が招集する場合。

2 定款第25条第2項のとおり、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、

 各理事が理事会を招集する。

3 前条第2項第3号及び同条第2項第4号による場合は、理事が、前条第2項第5号による

 場合は、監事が招集する。

4 理事長は、前条第2項第3号又は同条第2項第5号前段に該当する場合は、その請求の あった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集をしなければならない。

（招集の手続き）

　第17条 理事会を招集する場合は、理事会の日の1 週間前までに、次の各号を定め、理事

 及び監事全員に通知をしなければならない。ただし、第15条第2項第1号による開催の

 場合は、第2号の事項を省略することができる。

(1)理事会の日時・場所

(2)理事会の目的である事項

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意がある場合は、招集の手続を

 省略して、理事会を開催することができる。

（議長）

　第18条 理事会に議長を置き、理事長がこれに当たる。

 2 理事長が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理

 事のなかから互選された者がこれに当る。

（理事会の決議事項）

　第19条 定款第24条に定める理事会の決議事項及び報告事項は、次のとおりとする。

　　　 (1)決議事項

　　　　① 事業計画、予算

　　　　② 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

　　　　③ 事業報告、決算

　　　　④ 定款の変更

　　　　⑤ 社会福祉施設の許認可関係

　　　 ⑥ 施設長等の任免その他重要な人事

　　　 ⑦ 基本財産の取得・処分、担保提供等

　　 ⑧ 金銭の借入

　　 ⑨ 法人の運営に関する規則の制定及び変更

　　 ⑩ 施設用財産に関する契約その他主要な契約

　　 ⑪ 寄附金の募集に関する事項

　　 ⑫ 合併、解散、解散した場合における残余財産の帰属先の選定

　　 ⑬ 新たな事業の経営又は受託

　　 ⑭ 社会福祉充実計画の策定

　　 ⑮ 評議員選任・解任委員会の運営、評議員選任候補者の推薦及び解任の提案

　　 ⑯ その他日常の業務として理事会が定める理事長の専決事項以外の全ての法人の業務に

 関する事項

　　 (2)報告事項

　　 ① 理事長＜及び業務執行理事＞の職務の執行の状況

　　 ② 監督官庁が実施した検査又は調査の結果(改善指示がある場合は、その改善状況)

　　　 ③ その他役員から報告を求められた事項

　　　　④ 理事長等の専決事項にいての詳細

（理事による利益相反取引等の制限）

　第20条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開

　　　示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のために本法人の事業の部類に属する取引をしようとす

　　るとき。

(2) 理事が自己又は第三者のために本法人と取引をしようとするとき。

(3) 本法人が理事の債務を保証すること、及びその他理事以外の者との間において

　　本法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 理事が前項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承

　認を得るものとする。

(1) 取引をする理由

(2) 取引の内容

(3) 取引の相手方・金額・時期・場所

(4) 取引が正当であるあることを示す参考資料

(5) その他必要事項

　 　3 前項により理事会に示した事項を変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

（利益相反取引等の報告）

　第21条 理事が前条第1項に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を、遅滞

　　　なく、理事会に報告しなければならない。

（決議方法）

　第22条 理事会の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数

　　　をもって決する。

2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

　尚、当該決議について、特別の利害関係のある者は、事前に申し出なければならない。

3 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

（決議の省略）

　第23条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に

　　　加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたと

　　　きは、その提案を可決する旨の議決があったものみなすものとする。ただし、監事が

　　　異議を述べた場合は、その限りではない。

（報告の省略）

　第24条 理事、監事（又は会計監査人）が理事、監事（又は会計監査人）の全員に対して

　　　理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

（監事の出席）

　第25条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

（議事録）

　第26条 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、以下の事項を記載しな

　　　ければならない。

　 (1) 開催日時・場所(当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席し

　　　　た場合における当該出席の方法を含む。)

　 (2) 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当する時は、その旨

　　 ① 理事の請求を受けて招集されたもの

　　 　② 理事長以外の理事の請求があったにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集さ

　　　　　れないため、その請求をした理事が招集したもの

　　 ③ 監事の請求を受けて招集したもの

　 　④ 監事が招集したもの

 　(3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果

 　(4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事がある場合は、当該理事

　　　　 の氏名

 　(5) 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

　 　① 競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告

　　 ② 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告

　　 ③ 理事会で述べられた監事の意見

　 (6) 定款で議事録署名人を出席した理事長及び監事とする旨を定めているときは、理

 事長以外の理事であって、理事会に出席した者の氏名

 (7) 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称

 (8) 理事会の議長が存するときは、議長の氏名

　 2 議事録には、理事長及び出席した監事が署名、又は記名押印しなければならない。

　　　　但し、理事長が欠席した場合は、出席した理事及び監事が署名、又は記名押印しな

　　　　ければならない。

　　3 決議があったものとみなされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなけ

 ればならない。

(1) 決議があったものとみなされた事項の内容

(2) (1)の事項を提案した理事の氏名

(3) 決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

4 報告を要しないものとされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければな

 らない。

(1) 報告を要しないものとされた事項の内容

(2) 報告を要しないものとされた日

(3) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

5 議事録は、理事会の日から主たる事務所で10 年間保存するものとする。

　**第5章 理事長等の執行権限**

（理事長等の専決事項等）

　第27条 定款第24条の定める理事長の専決事項と受任者は次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 理事長専決事項 | 専決権の受任職者 |
| 法人一般 | 理事会・評議員会の招集に関すること (法令及び定款に定める招集者が行う招集を除く) | 理事長 |
| 理事会・評議員会の議案の提出に関すること (法令及び定款に定める議案権者が議案を提出する場合を除く) | 理事長 |
| ・人 | 規程、規則等の制定･改廃に関すること (法令及び定款で理事会・評議員会が決議すると定めた場合を除く) | 理事長 |
| 事 | 予算編成及び決算調整に関すること | 理事長 |
| に | 予算の流用、予備費の計上及び使用 | 理事長 |
| 関する事案 | 短期の資金の借入及び返済に係る契約で借入限度額の範囲内のもの(多額の借入の場合を除く) | 理事長 |
| 寄附の募集事務及び受入れに関すること (寄附金の募集は除く。受入れについては法人に重大な影響があるものを除く) | 理事長 |
| 債権の免除・効力の変更に関すること (法人に重大な影響があるものを除く) | 理事長 |
|  | 法人の組織及び権限に関すること (法人に重大な影響があるものを除く | 理事長 |
|  | 利用者入所判定基準の策定 | 施設長 |
| 入所利用者の決定及び利用契約締結者 | 施設長 |
| 苦情対応規程・第三者委員の選任 | 施設長 |
| 職員の採用に関すること (施設長等の重要な役職を除く) | 施設長 |
|  | 職員の人事配置に関すること (施設長等の重要な役職を除く) | 施設長 |
|  | 有期契約職員の採用に関すること | 施設長 |
|  | 職員の休暇・欠勤・職務免除等に関すること | 施設長 |
| 時間外勤務命令及び旅行命令に関すること | 施設長 |
| 職員の昇給・昇格基準の決定に関すること | 施設長 |
| 職員の昇給者・昇格決定者に関すること | 施設長 |
| 休職、復職、退職、育児・介護休業等に関すること | 施設長 |
| 職員の表彰、制裁、解雇に関すること | 施設長 |
| 職員の人事記録及び身分証明書に関すること | 施設長 |
| 職員の諸手当に関すること | 施設長 |
| 職員健康診断の実施に関すること | 施設長 |
| 被服貸与等に関すること | 施設長 |
| 利用者の日常の処遇に関すること | 施設長 |
| 利用者の預り金等の日常の管理に関すること | 事務長 |
| 薬品、給食材料の処分に関すること | 施設長 |
| 自動車の運行管理に関すること | 施設長 |
| 官公庁に対する軽易な許認可申請及び届出並びに減免申請に関すること | 施設長 |
|  | 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること | 施設長 |
| 職員の研修に関すること | 施設長 |
| 諸証明に関すること | 施設長 |
| 金融機関を指定すること、資産管理の種類の変更に関すること | 施設長 |
| 収入事案 | 介護報酬・自立支援給付費・運営費・措置費等の収入に関すること | 施設長 |
| 過誤納金の充当又は還付に関すること | 施設長 |
| 受贈の承認、寄附に関すること (重要なものは除く) | 施設長 |
| その他の債権に関すること (重要なものは除く) | 施設長 |
| 支出 | 固定資産の取得及び処分等に関すること (「軽微なもの」に該当する場合) | 施設長 |
| 建設工事等の請負契約又は委託契約に関すること (「軽微なもの」に該当する場合) | 施設長 |
| 事 | 報酬、給与、旅費、賃金等定期的支出に関すること | 施設長 |
| 案 | 日常的に消費する給食材料、物品、消耗品等の日々の購入 | 施設長 |
|  | 緊急を要する物品の購入 (災害・故障・保守管理関係に限定) | 施設長 |
|  | 上記以外の支出等 | 次表による |

統括施設長をおかない場合は除く

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  項　目 | 摘　　　要 | 専決権者及び専決金額（単位：万円以下） |
| 副主任 | 主任 | 出　納責任者 | 施設長 | 統括施設長 | 理事長 |
| 固定資産・物品等の購入 | 購入総額 |  | 1 | 5 | 20 | 100 | 300 | 1,000 |
| 固定資産等の除却、物品等の廃棄 | 帳簿価格 |  | ―― | ―― | 20 | 100 | 300 | 左を超えるもの |
| 修繕費等の支出 | 補修費、改修費の支出を含む | 1件の金額 | ―― | 5 | 20 | 100 | 300 |
| 教育・研修に要する費用の支出 | 教育研修規程に基づくものに限る | 1件の金額 | ―― | 5 | 10 | 左を超えるもの | ―― | ―― |
| その他の費用の支出 | 上記2件に関するものを除く | 1件の金額 | 1 | 5 | 30 | ―― | ―― |
| 小切手の振出 |  |  |  | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 小切手の引受 |  |  |  | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 予算の項目間流用 |  |  |  |  |  | ○ | ○ |
| 金融機関との取引の開始又は廃止 |  |  |  |  |  |  | ○ |
| 契約の締結 | 既契約の更新継続を含む。重要性の乏しいものを除く |  |  |  |  |  |  | ○ |
| リース契約 |  |  | ―― | ―― | ―― | 300 | 500 | 1,000 |

　第6章 監事

（監事の選任議案）

　第28条 理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意

 を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関

 する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

（調査及び差止め請求）

　第29条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査するものとする。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認

 めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行

 為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本

 法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめ

 ることを請求することができる。

（理事会への報告）

　第30条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認める

 とき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認め

 るときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

　第7章 その他

（秘密の保持）

 第31条 本法人の評議員選任・解任委員会の委員、評議員、役員、＜会計監査人＞（以下「役員等」という。）及び役員等であった者は、業務上知り得た情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

（改正）

　第32条 本細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

　付 則　　この細則は、令和3年4月1日から施行する。